リハビリ処カーヤ

感染症予防および蔓延防止のための指針

１．施設における感染症予防に関する基本的考え方
リハビリ処カーヤは利用者の適切かつ安全で質の高い介護サービスを提供するため、施設内での平常市の感染防止対策、および感染症発生時の対策に取り組むための基本的な考え方を以下の通り定める。

２．業務継続計画の整備と感染症予防マニュアル
（１）業務継続計画
感染症が国内に流行した場合、またが施設内に蔓延が起こった場合であっても、利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように業務継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。
（２）感染症予防マニュアル
栃木県および鹿沼市が発表する特定感染源、特定の期間に対応する方針、マニュアルに従う。

３．感染症発症および蔓延防止のための委員会の設置
当施設では、感染症発生および蔓延防止等に取り組むにあたって、下記の体制を取ります。
（１）「感染症対策委員会」の設置
①設置の目的
施設内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。
情報を整理し、全職員への周知徹底を行う。
②感染症対策委員会の構成委員
・管理者
・介護職員
・看護職員
・機能訓練指導員
③感染症対策委員会の開催
半年に１回開催し、感染症未然防止、蔓延防止等の検討を行う。
④感染症対策委員会の役割
・施設内の感染対策の立案
・指針・業務継続計画の見直し

・栃木県が発表する感染予防マニュアル、感染症発症時の方針の確認
・施設内感染症対策に関する職員への研修の実施
・利用者の感染症の既往の把握
・感染症発生時の対応と報告

４．感染症予防の徹底
平常時の対策として、以下を徹底する。
（１）職員の標準予防策の徹底
国内や地域に感染症発生の情報がない場合でも、以下の標準予防策を実施する。
①出退勤時の手洗いまたは手指消毒、出勤前の検温
②勤務中のマスクの着用
③体調不良時の早期報告・出勤停止
（２）利用者への呼びかけ
利用者へも感染症予防のために以下のお願いをする。ただし、体調や障がい等の状況で不可能な場合は、無理に行うことはしない。
①利用前の自宅での検温
②利用時のマスク着用
③体調不良時の利用中止
（３）ご家族、来所者への呼びかけ
①来所前の検温
②体調不良時の来所制限

５．感染症蔓延防止の徹底
職員または利用者が感染症に罹患した場合、施設内蔓延を防ぐため、以下の対策を行う。
（１）職員の規定された日数の出勤停止
（２）必要であれば鹿沼市介護保険課、鹿沼市高齢福祉課、栃木県県西保健センターへの連絡
（３）利用者の規定された日数の利用停止
（４）関係機関（居宅介護支援事業所等）への連絡

６．職員に対する研修および訓練
（１）職員研修
・感染症対策の基本的な考え方および具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。
・職員研修は年１回開催し、出席できなかった職員には資料配布、内容の伝達等により周知を図る。

（２）訓練

・実際に感染症が発生した際に迅速に行動できるよう、発生時の具体的な対応、役割分担、感染対策をした上での介助方法などを確認、シミュレーションすることを目的に実施する。

・訓練は年１回、定期的に実施する。